平成２２年（フ）第４５５号
埼玉県蕨市塚越６丁目29番11号　ヴィラ・ヌーボ301号
債務者　高梨　ゆか
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
埼玉県和光市白子３丁目16番50―405号
債務者　鈴木八重子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
さいたま市南区大字大谷口807番地１　峯岸コーポ
債務者　宇田　保子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
さいたま市見沼区島町1251番地
債務者　中村　静江
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７号
福井県坂井市丸岡町四郎丸第16号38番地
債務者　井向　**數**見
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
福井県大野市中野第27号乙11番地
債務者　吉村　和浩
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
福井市大宮３丁目８番４号
債務者　中山由紀子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
福井市東郷二ケ町第11号１番地40
債務者　土田　宏美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
長野県上水内郡飯綱町大字牟礼597番地11
債務者　土田　裕美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
長野県長野市三本柳東２丁目15番地２
債務者　藤田あけみ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
長野市大字上ヶ屋2471―2118　ロッヂ山の音、住民票上の住所長野市大字上ヶ屋2471番地930
債務者　吉川　智己
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
長野市大字安茂里1855番地11
債務者　原山サダ子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
兵庫県川西市花屋敷１丁目14番12―Ｆ103号
債務者　松本　光輝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１５５号
兵庫県川西市花屋敷１丁目14番15―Ｅ103号
債務者　アルファーこと　大江　凡子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１６３号
兵庫県伊丹市昆陽５丁目144番地６
債務者　橋田　直子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２５３号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目49番８号メゾン大和５号館217号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目14番３号
債務者　藤井　　愛
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４０号
兵庫県尼崎市長洲東通３丁目２番７号　浜名文化101号
債務者　与那原幸子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４１号
兵庫県尼崎市塚口町４―56―３―301、住民票上の住所大阪府守口市藤田町１丁目36番17号、前住所大阪府守口市藤田町３丁目16番６号
債務者　栗原　京子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係